

# みやざきレディース倶楽部グレイス会則

## 第1条【名称】

本会は株式会社宮崎日日新聞社（以下、当社）が運営する会員制組織で、みやざきレディース倶楽部グレイスとします。

## 第2条【目的】

本会は、会員の文化的教養的資質の向上に寄与することを主な目的とし、併せて会員と当社との情報交換や交流、会員相互の親睦を図るために、第7条に定める各種事業を実施します。

## 第3条【会員】

本会は宮崎県内に在住・在勤・在学する満18歳以上の女性で、本会が承諾した方を会員として構成します。会員は本規約に同意のうえ、所定の入会申し込み手続きを行っていただきます。

## 第4条【入会】

1. 入会希望者は、所定の入会申し込み手続きの際に必要な事項を正確に記入して届け出るものとします。入会申し込みをした方は、会員名簿に氏名、住所、電話番号、年齢、職業などを登録させていただきます。

2. 入会希望者が次のいずれかに該当することが判明、本会員として不相当であると認められた場合には、登録拒否や登録抹消を行うことができます。

- (1) 届け出事項に虚偽、または不正確な内容が含まれていることが明らかになった場合
- (2) 第3条で定めた会員の条件を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) その他、当社として入会を認めることが不相当と判断した場合

## 第5条【入会金・会費】

本会への入会金は無料です。会費は年度会費として、6,000円（消費税別）を納入していただきます。入金確認をもって会員とし、入会後の会費はいかなる場合も返金しません。また、サービスの享受に必要な費用は、会員に負担していただく場合もあり、有料の対象となる事業やサービス、料金等は事前に明示します。

## 第6条【事業年度】

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。途中入会も認めます。

## 第7条【事業】

本会は、第2条に定めた目的を達成するため、以下の各種事業を展開します。

- (1) 講演会などを中心とした定期講座の開催（年4回）

ただし、天災その他不測の事態により、やむを得ず開催を延期、または出演者を変更して代替開催する場合があります。

- (2) 特別企画などの開催
- (3) 各種情報提供や、会員アンケート
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

## **第8条【会員証】**

1. 会員には会員証を発行します。
2. 会員証を紛失した場合は速やかに本会まで届け出てください。会員証の再発行はいたしかねます。

## **第9条【会員情報の収集と利用】**

1. 会員は本会への入会手続き、会員向けサービスの利用等を通じて本会が知り得た会員の個人情報、次に定める目的の遂行に必要な範囲で利用することに同意するものとします。本会は会員規約等に定める個人情報管理規定に従って会員情報を取り扱います。

- (1) 会員資格要件の確認
  - (2) 会の運営に関する情報を会員に提供するため
  - (3) 会員向け事業に関する各種案内を届けるため
  - (4) 本会のサービス向上等を目的としたアンケート等の実施のため
  - (5) 会員向け事業として、当社および当会の協賛企業（以下、企業サポーター）等の商品・サービスに関する各種案内を、当会および企業サポーターから届けるため
  - (6) 会員の属性等に応じた新たなサービス開発のため
2. 本会は会員の同意を得たうえで、会の目的遂行に必要な範囲で新たに会員情報を随時、収集、取得することがあります。
3. 本条第1項第3号、第5号については、会員から中止要請があった場合、本会の運営遂行上支障が生じる場合を除き、本会は当該会員に対するこれらの送付を中止します。

## **第10条【事業の外部委託】**

本会の運営に当たり、本会は個人情報データベースの構築・運営・管理や会員向けサービスのサービス提供にかかわる業務を、第三者に委託する場合があります。

## **第11条【会員情報の第三者への提供】**

1. 本会は次の各号に該当する場合、会員情報を第三者に開示、提供することがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- (1) 会員の資格要件を確認するとき、および企業サポーターが会員に対して自社の取り扱い商品等の宣伝活動を行うとき
  - (2) 第10条に定めた事業の外部委託を行う際、本会の業務遂行に必要な範囲で委託先に会員情報を提供します。委託先には個人情報の保護に万全の対応ができる事業者を選定した上で、適切な管理が図れるように監督します。
  - (3) 本会が会員向けサービス維持のため、合理的理由で必要不可欠と判断するとき
  - (4) 当社の権利または財産を保護するために必要不可欠なとき
2. 会員が会員向けサービスを通じて第三者と取引関係を持った場合、これに伴って当該第三者が収集、取得した当該会員の個人情報の取り扱いに対しては、当該第三者が定める個人情報の取り扱いの中で運用されるものとし、本会はいかなる責任も負いません。

## **第12条【退会】**

1. 会員資格は、事業年度の終了により自動的に消滅します。
2. 会員が、以下に該当することが判明した場合、登録を抹消し、会員資格を失います。
  - (1) 会員が公序良俗に反するなど、いずれかの規定に違反したとき、または違反していたことが判明したとき
  - (2) 会員が実在しないことが判明したとき
  - (3) 会員が死亡したとき
  - (4) 有料の会員サービスの利用料金、その他債務の履行を遅滞、または支払いを拒否したとき
  - (5) 会員が会員サービスを利用することにより、本会、当社の業務遂行上支障が発生すると判断したとき

#### **第 13 条【免責事項および制限事項】**

1. 会員が、会員向けサービスの利用を通じて第三者と取引関係に入る場合は、取引内容を十分確認の上、自己責任のもとにこれを利用し、万一、会員向けサービスを利用した結果、損害や不利益を被った場合でも会員自らが責任を負うものとします。
2. 本会は、会員に提供する商品や特典について瑕疵担保責任を負わないものとします。また、会員向けサービスの配信、発送等に不具合が生じた場合においても、本会はいかなる責任も負わないものとします。

#### **第 14 条【通知等】**

1. 会員向けサービスの提供や本会の運営上必要な通知等は、宮崎日日新聞紙上や宮崎日日新聞社のサイト上など適宜選択した方法で行います。
  - (1) 本条第 1 項により通知する会員の対象範囲は、登録住所、年齢、通信環境等により当会で判断するものとし、全員を対象としない場合があり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
2. 本会は会員に通知することなく会員向けサービスの一部または全部の変更や中断、終了をすることがあります。その場合、一切の権利は本会が別段に定める旨を会員に明示しない限り直ちに消滅します。
3. 本会は会員の事前の同意を得ることなく会員規約の一部もしくは全部を随時変更することがあります。会員規約を変更したときは本会の会員に対して適宜、定める方法によりその内容を公表します。

#### **第 15 条【事務局】**

本会は、宮崎県宮崎市高千穂通 1-1-33 の宮崎日日新聞社内に置き、会員規約および当会に関する会員と当社との間の紛争は、事務局所在地を管轄する宮崎地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

#### **【お問合せ先】**

〒880-8570 宮崎市高千穂通 1-1-33(宮崎日日新聞社イベント事業局内)  
みやざきレディース倶楽部グレイス事務局  
TEL.0985-26-9333/FAX.0985-29-5276